

平成29年 第25回
教育委員会臨時会会議録

平成29年12月28日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2487号

平成29年第25回臨時会

日 時 平成29年12月28日(木) 午後4時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕

「欠席者」	委 員	薩 田 知 子
-------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第93号 赤坂中学校改築に伴う仮設校舎等設置の変更について
- 2 議案第94号 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成29年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 平成29年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 3 生涯学習推進課の1月事業予定について
- 4 図書館・郷土資料館の1月行事予定について
- 5 1月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年第25回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は薩田委員から欠席の届出がございましたのでよろしくお願ひいたします。

(午後4時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願ひいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第93号 赤坂中学校等改築に伴う仮設校舎等設置の変更について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第93号「赤坂中学校等改築に伴う仮設校舎等設置の変更について」説明をお願いします。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第93号「赤坂中学校等改築に伴う仮設校舎等設置の変更について」ご説明をさせていただきます。資料構成は教育委員会議案資料ナンバー1となります。

それでは、資料の1ページをご覧いただきたいと思います。「審議内容」についてです。赤坂中学校の仮設校舎等の設置については、隣接するN T T都市開発株式会社所有地に仮設校庭の設置に加え、新たに仮設体育館及び付属室を設置し、区有地の仮設校舎と合わせ学校運営上必要な教室数等を確保いたします。

最初に「概要」についてになります。(1)の「仮設校舎等の設置場所、赤坂中学校の現況」については記載のとおりとなっております。別紙1をご覧いただきたいと思います。まずこちら、①と書いてある区有地、こちらに関しては仮設校舎で、3階建約2,700平米を計画しております。こちらの①の区域に関しては学区域内ということになっております。②の民有地、こちらの方ですが今回、1階建ての体育館棟を設置いたします。こちらの区域が学区域外といった形となっております。

続いて(2)、1ページにお戻りいただきたいと思います。「経緯、背景」についてです。昨年教育委員会臨時会にて区有地に仮設校舎、民有地には仮設校庭を設置することについて審議・了承をされております。その後詳細計画を進める過程で、平成29年度学級数の増加や平成30年度の全中学校に特別支援教室を設置するといった新たな取組により、必要教室数の確保が問題となり、民有地を含めた活用を検討してまいりました。

続きまして2ページ、(3)「課題及び解決策」になります。学級数を確保する上で新たに約800平米の面積が必要になっております。そういった中で各階約900平米ということから4階建や地階の計画を検討しましたが、建築基準法規制や、地階では工事の長期化、費用などが課題となり、区有地での必要面積数の確保というのが非常に困難ということから、民有地の活用を考え、土地所有者と本年5月より協議を開始いたしました。最終的に簡易的な仮設建築物で、体育館及び付属棟

が1階建てであれば設置を認めるとの了承が8月に得られ、このことにより最大6学級の教室の確保など、学校運営上必要な教室数等の確保が可能となっております。なおこちらの方ですが10月31日に仮設校舎の賃貸借契約が締結済みとなっております。

続いて2「具体的な変更内容」についてになります。3ページをご覧くださいと思います。こちら(1)として主な活用方法の変更についてです。区有地と民有地に分けて記載をしております。変更部分については「今回案」の下に下線を引いております。区有地の仮設校舎の変更については、普通教室数が4学級、こちらは最大6学級まで可能となっております。特別支援学級数の増室と、こちらは2クラスまで対応可能で、特別支援教室を新たに追加しております。体育館については民有地に設置し、既存アリーナと同等の広さ、約600平米を確保いたします。下の民有地についてですが、体育館設置のために賃貸借開始期間を2カ月間前倒しにしまして、敷地面積、校庭面積等の変更といったことになっております。別紙2ですが、こちらにはさらに詳細な変更リストを掲載しております。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。費用関係の変更についてになります。賃貸借費用は当初7億円で見込んでおりましたが、今回の案は契約金額と今後の基礎解体等の費用負担を合わせますと8億2,324万円となり、結果1億2,324万円の増額といったこととなります。民有地の賃借料ですが前は坪約1万5千円として計算をしておりましたが、民有地所有者との協議によりまして現在坪1万円という形で進んでいるため、同様に1万円に置きかえ算出すると賃借期間等の延長により8,422万円の増額になります。正式な契約というのは平成30年8月を予定しております。最終的に合計2億746万円の増額といったこととなっております。

最後に3の「今後のスケジュール」についてです。今後のスケジュールに関しては記載のとおりとなっております。なお別紙3には前回案を添付しております。別紙4、5は今回案となっております。別紙5の右側の斜線部分、こちらに関しては今回約450平米面積を増やした部分となっております。別紙6ですが、こちらが工程の比較表となっております。区有地と民有地、それに本設の工事スケジュールの比較を掲載しております。まず区有地なのですが今回地中障害等を考慮し、2カ月前倒ししまして8月から工事のスタートとしております。民有地に関してですが、こちらは同じく体育館設置のために約2カ月前倒しし10月から工事のスタートと考えております。一番下の本設工事なのですが、仮設の運用が今でいうと31年の4月ということですので、工事の着手は31年の4月からとなり、完成に関しては34年6月となります。仮設の方も34年7月の1学期まで利用しまして、34年9月の2学期から新校舎で運用を開始するといったこととなっております。

説明は以上になります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。ご質問ご意見をお願いいたします。

○**小島委員** 赤坂中学校の仮設校舎の件では当初3学級の教室を用意するという案だったので、個人的にはこれでいいのかしらということで質問したのですが、現在1学年2学級、合計6学級の教室が確保できたということで、個人的には非常にうれしいと思っております。

それから2ページ目の一番下の仮設校舎等の賃貸借契約ということなのですが、仮設校舎はどな

たの所有になって、そこから教育委員会が借りるということになるのでしょうか。

○学校施設整備担当課長 仮設校舎自体はあくまでリース品ですので、各メーカーの持ち物で、そこを教育委員会が借りるという形になっております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第93号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案93号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第94号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に、議案第94号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項の基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第2 教育長報告事項

1 平成29年第4回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成29年第4回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 では、「平成29年第4回港区議会定例会の質問について」ご報告をさせていただきます。本日付資料ナンバー1になります。11月29日、30日に行われました代表質問、一般質問につきましては代表質問が4名、一般質問で3名の方のご質問がありました。全部で13の質問でございました。

お聞きいただきましてまず代表質問からでございますが、自民党議員団のやなぎわ議員から二つのご質問でございました。

1点は基礎学力を定着させる教育についてということで、家庭の経済的な状況に関係なく学習におくれが出ないように、基礎学力を定着させることについてのご質問でございましたけれども、答弁といたしましては、特に基礎的な知識や技能を習得することにつきましては、これからの社会で求められる思考力や判断力、表現力などにとどまらず、生涯にわたって学び続ける基礎となることから、各学校においては、理解度に差が開く算数・数学などの授業において習熟度別少人数指導を実施しており、またほかに放課後に教員が補習授業を行うなどしております。港区独自の取組としても区費の講師を配置して基礎学力の定着を図っているということで、今後についてもタブレット

パソコンなどICT機器も積極的に活用して、子どもたちの基礎学力が定着するように、新たな取組について研究してまいりますという答弁でございます。

2点目は障害者のスポーツ活動への参加の促進と普及・啓発についてということでございました。障害の有無に関係なく誰もがともにスポーツに親しみ参加できることが真の共生社会の実現につながることから、障害者スポーツ活動への参加と普及・啓発について教育委員会としてどのような取組を行うのかということで、答弁につきましては4ページになりますけれども、現在の状況を伝えさせていただいて、スポーツセンター・学校施設での状況や、お台場学園等でも実施をしており、小・中学校で実施いたしましたパラ・トライアスロン教室等をご紹介させていただきまして、今年度についてもスポーツセンターにおいて競技用の車椅子や車椅子でも活用可能なユニバーサル仕様の卓球台を購入するなど、障害のある方にもスポーツを行える環境整備を進めていることをお伝えしました。この障害のある方ない方にも参加できるスポーツの普及・啓発については、引き続き積極的に進めて真の共生社会の実現に取り組むということでお答えしております。

同じく代表質問でございますけれども、みなと政策会議の山野井議員からでございます。区立中学校での生活指導についてということで、大阪府で損害賠償を求めた事件の件でございます。生まれつき髪が茶色いのに学校から黒く染めるように強要されたということでの事件報道を受けまして、区では区立中学校での髪色の指導などどのような考えに基づいて、生活指導を行っているのでしょうかというご質問でございました。学校での生活指導は自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援することを目的に行われております。区立中学校におきましても日頃から保護者の理解のもと、組織的・計画的に、また教員間で指導方法が変わらないよう生活指導主任を中心とした一貫性のある生活指導を行っておりますという答弁をさせていただいております。

続きまして公明党議員団の近藤まさ子議員からも二つのご質問がございました。

1点目は、全ての就学前児童の教育の質を確保することについてということで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として健康な心と体、自立心、共同性など「10の姿」がこの「保育所保育指針」、また今後改定されます「幼稚園教育要領」に明記されているということから、就学前カリキュラムをどのように位置づけ、全ての就学前児童の質を確保していくのかというご質問でございます。答弁といたしましては、小学校入学前教育カリキュラムでは「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」の「三つの力」をかがげて、保育園・幼稚園と家庭が連携して、共通の目的としてこの力を育てていくこととしております。教育委員会ではこの「三つの力」の育成とともに、小学校教育への円滑な接続を目指して「港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会」において、就学前教育の充実を目指した取組を検討しております。具体的な取組といたしましては、保育士、教員同士が互いに保育や授業を参観することや就学前の5歳児が小学校の授業や行事等を体験する機会を設けるなど、交流を一層進めているということを答弁させていただいております。

続きまして6ページでございます。2点目がコミュニティ・スクールの導入についてでございます。まず1点目がコミュニティ・スクールの評価と課題についてということでございまして、学校と地域住民・保護者が教育に関する課題を共有し、協力して教育活動を担うことで、教員の子どもたちと向き合う時間をより確保できるようになることが、コミュニティ・スクールを形成する上

でも地域の実情を踏まえ特色ある学校づくりを進めていく上でも有意義な制度でありますと、制度のご説明をさせていただいた上で、コミュニティ・スクールの導入に際しては、既存の学校評議員制度を生かした体制づくりと学校運営協議会を学校ごとに設置するのか、港区で実施している中学校通学区を主体とした幼稚園・小学校・中学校のアカデミーごとの設置なのかなど、さまざまな課題があると考えておりますということでの答弁です。

同じくこのコミュニティ・スクールの導入の中で、この導入に向けた検討についてというご質問につきましては、学校や保護者、地域の皆さんとともに開かれた学校づくりを推進していくために、「コミュニティ・スクール」への理解を広げ、「運営協議会」の導入に向けてどう進めていくのかというところをございましたけれども、こちらにつきましては、コミュニティ・スクールの円滑な運営については地域住民・保護者の理解と協力が不可欠なことから、先進自治体の事例を調査いたしましてさまざまな課題を整理するとともに、運営体制・活動内容について、地域住民・保護者との協議を丁寧に行って、港区ならではのコミュニティ・スクールの導入に向けて検討してまいりますと答弁いたしました。

続いて共産党議員団の大滝議員からでございます。こちらは例年就学援助のことについての質問等でございますけれども、まず1点目が就学援助の新入学用品・通学用品費について、まず30年度の入学者から支給額を引き上げることについてでございます。来年度入学生から国基準に引き上げることについてのご質問でございましたけれども、こちらについては、若干この11月と前後いたしますけれども、12月から平成30年度都区財政調整協議が始まる予定となっております、30年度の入学者の支給額については、その協議の進捗状況を十分に踏まえて検討してまいりますという答弁でございます。

同じく就学援助の関係について、平成29年度の入学者へ差額を支給することへのご質問でございましたけれども、答弁につきましては29年度の都区財政調整の金額に基づき、平成29年度入学者には既に新入学学用品・通学用品費を支給していることから、差額を支給することは考えておりませんという答弁でございます。

次に8ページからは一般質問になります。自民党議員団の黒崎ゆういち議員からでございます。質問が大会のレガシーが地域に残るまちづくりについてということで、小中一貫校等での、「お台場学園」を英国の代表選手に提供する取組内容と、今後の展望についてということのご質問でございました。区の状況をまずお伝えをさせていただいて、本年10月17日にイギリスオリンピック委員会と港区で、「港区とイギリスオリンピック委員会間におけるスポーツ・サービス・センターの設置、運営等の交渉に関する覚書」の締結をお伝えしました。

今後につきましてはイギリスオリンピック委員会と連携して、イギリス代表選手などが事前キャンプなどで来日した際に、オリンピック競技種目のスポーツ教室や、イギリスの文化・歴史に触れる学習の場をつくるなど、多くの区民がイギリス代表選手などと交流できる機会を積極的に創出してまいります。さらにこれらの取組を行うことで、スポーツを通じた港区とイギリスの交流をレガシーとして、区民とともに継承していきたいと考えておりますという答弁でございます。

続きまして同じくレガシーに関する質問で、オリンピック・パラリンピック教育プログラムにつ

いてということでした。このムーブメントをつくり出すために、今までにオリンピック・パラリンピックにおいて顕著な功績を残された区民や区内在勤者の方々が、港区で開催するイベント等に積極的に参加していただくための枠組みがあれば、機運醸成が高まるのではないかとご質問でございます。現在全ての幼稚園・小・中学校においてオリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置づけ、外国文化についての学習とともにアスリートとの交流などを実施しております。今年の10月に赤坂小学校で、バンクーバー・パラリンピック競技大会アイスレンジホッケー銀メダリストである上原大佑選手をお招きしたこと、それから11月8日に港南小学校において、走り幅跳びリオデジャネイロ・パラリンピック競技大会に出場された高田千明選手をお招きしたことをお伝えいたしまして、子どもたちからは非常に夢や希望を持ってあきらめないことの大切さを学んだという感想についてお伝えいたしました。

今後につきましても区民を初めとしたアスリートとの交流を充実させて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、子どもたちにとって生涯にわたるかけがえのないレガシーとなる取組をまいりますということでご答弁しております。

続きましてみなと政策会議の杉浦のりお議員からございましたけれども、こちらオオリ・パラのご質問でした。質問の要旨といたしましては、現在のこのスポーツボランティア育成事業についての取組状況と、今後どのように充実させボランティア育成を進めていくのかというご質問でした。答弁は10ページでございます。スポーツボランティアの育成事業におきましてはボランティアの方にボランティア活動の基礎を学んでいただくとともに、東京マラソンにおける沿道等での警備などの活動をしていただくということをお伝えし、今後につきましてもボランティアの方からスキルアップを図りたい、ボランティアの重要性を体験できたというご感想などが寄せられておりますので、参加定員をさらに拡大するとともに、より主体的に活動できるスキルを身につけられるよう、ボランティアに携わっていただく方のプログラムを充実まいりますということでお答えしております。

公明党議員団の池田たけし議員からございましたが、学校図書館の充実についてでございます。学校図書館関係者が効果的に連携し、区立図書館と学校図書館が連携することにより、子どもの読書環境をより豊かにしていく必要があるのではないかとご質問です。現在の学校図書館の状況をお伝えさせていただいて、リーディングアドバイザースタッフによる読書活動の支援のもとで、児童・生徒が本に親しむとともに、辞典や図鑑等を活用した調べ学習が学習意欲を高める場として活用されているということです。今年度小・中学校に学校司書を配置いたしまして専門的視点から蔵書の状況等を把握・分析し、その結果に基づいて区立図書館は授業等で使用する教材を図書館の状況に応じて貸し出すなど、小・中学校への学習支援機能を強化してきているところです。今後につきましては学校司書と司書教諭、リーディングアドバイザースタッフなど関係者の連絡会等を通じて、学校司書が持つ専門知識や技術を共有し、児童・生徒の学習意欲を高め主体的に読書活動に取り組めるように、取り組んでまいりますということでお答えしております。

同じく池田たけし議員からでございますけれども、インターネットリテラシーについてということ

で、同じく図書館の関係でございます。さまざまな教材、機会を捉えてインターネットリテラシーについて教えるだけでなく、使い方やかかわり方を自分たちで考え、学校や家庭でのルールを自ら作り出す、リテラシーの創造を含めた教育の取組についてお伺いしたいということでございました。現在の状況については、東京都教育委員会が策定いたしました「SNS東京ルール」をもとに、児童・生徒主体の取組を行っており、さらに家庭においても保護者が子どもとともに「SNS家庭ルール」を考えていただけるよう、学校から保護者会等の機会を通じてお願いをしているということとまず状況をお伝えした上で、ちょうど12月4日に開催いたします子どもサミットのこと、中でも「SNSによるいじめをどう防ぐか」をテーマに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」について児童・生徒が討論をいたしまして、他校の取組から自分たちがやるべきこと、大人に期待することを自ら考え、その考えを提言として保護者にも理解や協力を求めることをお伝えいたしました。今後につきましても情報教育や道徳の授業を中心に、発達段階に応じてインターネットの安全な利用を促す指導を積極的に進めてまいりますということで、リテラシーを確実に育むことをお伝えいたしました。

第4回定例区議会の質問については以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**小島委員** このやなぎわ議員の基礎学力を定着させるというか充実させるということは、教育委員会にとって、子どもたちの学力をつけるということで一番大事なことなのですが、この質問の趣旨としては、子どもの未来応援という、子どもの貧困との関連で、その子どもたちにどうやったら基礎学力を定着させることができるのかという、的を絞った質問だったのででしょうか。というのは、回答の内容が放課後に教員が補習授業を行っておりますという回答なので、これはそういった意味での補習授業なのででしょうか、それとも全体の補習授業をやっているということなのででしょうか。

○**指導室長** これは、もともとICTの活用を促したご質問でしたので、要旨のところはそれが抜けてしまっていると思います。

○**小島委員** なるほど。そこがはっきりしないとお聞きしたのですが、そうですか。

○**指導室長** ですので、今後についてもという最後の答弁のところに書いてあるとおりなのです。

○**小島委員** 分かりました。それで今教員が放課後に補習授業を行うというのは一般的に、各学校によってばらつきがあると思うのですけれども、どの程度なされているのですか。

○**指導室長** ばらつきはあります。今ちょうど休みに入っていますから、その休みの補習は教育委員会が保証しています。それ以外の場でも中学校で定期考査がございますので、定期考査の前あたりはかなり各中学校で補充の学習をやっているというのが現状であります。小学校においては、それぞれの進みぐあいで、遅れている子をカバーするというのがメインになっていますので、割と港区の小学生は塾へ行っていたり習い事があったり、放課後の自由度が低いので、小学校ではやっぱり夏休みとかそういうところが、教員が出るメインになっているところが現状でございます。

○**小島委員** 学校の先生が放課後そうやって一生懸命生徒のために授業の補習をやってくださっているというのは、もう少し保護者の方とか一般の方に理解してもらおうとか知ってもらおう方がいいのではないかと思います。これだけやっているよというのが余り周知されていないのではないで

すか。

○指導室長 小学校の担任からすると、自分が受け持っているお子さんがうまくいっていない場合は、その子の親御さんの方に連絡をして今日残してとか明日残ってとかという個別対応なのです。わざわざ全体にいついつ誰々君と誰君と誰君を残しますよということはアナウンスしませんし、残りたい子ということは本当に大きな夏休みとかそういう場でしかやらないです。中学校については夏休み等で行う場合には、三者面談の期間とかそういうときにやることが多いのですが、参加したいお子さんということで、それは申込書をつくってアナウンスしていますので、それについては結構中学校の保護者の方は、中学校の先生がやってくれていることは分かっています。ただどうしても面談期間にやりますから担任が面談している中で担任していない教員がやるとかそういった工夫が出るので、教科にちょっと安定性を欠いたりとかすることも起こってしまうのは確かなのです。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○小島委員 では、もう1点いいですか。コミュニティ・スクールの関係で、学校運営協議会を学校ごとに設置するかアカデミーごとに設置するかということなのですが、これは今どの程度まで研究されているのでしょうか。

○教育政策担当課長 まだ他の自治体の事例などを見ているという状況で、例えば京都市などでは複数の学校で一つということをやっているというような話は聞いているのですけれども、まだ実際に港区でどうした方がよいかというようなところまでは決まっていないという状況です。

○小島委員 学校運営協議会でも学校支援活動を担う人とか、人材の確保ということが書いてあるのですが、これは生涯学習でやっている学校支援地域本部と連動することはあるのでしょうか。というのは、学校支援地域本部は今は学校によっては個別にやっているのでしたよね。これとは連動するような場合があるのですか。

○教育政策担当課長 こちらも他区の事例ということになりますけれども、既に先行的に導入している自治体では、既にある学校評議委員という仕組みと、そこで実際に進め方を決めた上でその実行部隊という形で、既存の学校支援地域本部、こういったものを取り込んでといいますか、そこと連携して進めているという自治体があることは認識しております。一つの選択肢としてそういう方法もあるのかなというふうには考えています。

○小島委員 コミュニティ・スクールというのは、どこまで踏み込んでどこまでやるのかというのはなかなか本当によく分からない面があるような気が私はします。これは今もう全体的には進めていく方向でどんどん来ていますよね。

○指導室長 国としてはこうしたものを進めていこうという考え方でおります。教育委員会制度だけではなくて、それぞれの学校区や学校ごと、学校区というのはうちで言うとアカデミーに当たる団体ですとか、小中一貫教育の複数の学校でとか、そういったことを意識してやっているところで、それには、なぜかと言うと学校を地域の人が支えるという視点に立って、社会に開かれた教育環境もありますけれども、チーム学校ではないですけれども、そういったものをつくるのには、教育委員

会がそれぞれの人を配置するのではなくて、地域の中の人材を活用していくというような視点に立って国は制度を作っていますので、そうしますと先程の教育政策担当課長が言っていたとおり、学校支援地域本部の方がコミュニティ・スクールも下部になって、そのままイコールで進んで行くというケースがやはり多くありますし、三鷹なんかの例ですと、要するにあそこも一貫校で一つの学校に複数の小学校がありますから、そこで学校運営協議会を一つにしておいて、支援本部はそれぞれの学校にあって、それぞれ人材を共有しながら、こういう授業をするにはこの人いいよというのをやっていて、エリアの中で動いていく。特に補充学習なんていうのは、卒業生で大学生とか教職をとっている方をたくさん集めておいて、この時期に先生たちがいなくても補充学習ができるようなスタイルをやって、A小学校はいついつ、B小学校いついつ、A中学校はいついつというような形で回すとか、そういう工夫が、コミュニティ・スクールをつくることによってできてくるというのも一つの実態でございます。やはり大事なことはそれぞれの地域、地区で成熟させて、それを制度化するということが最も大事なことなのではないかなと捉えております。

○小島委員 やりようによって物すごくいいのですが、やはり難しい問題もありそうですね。

○指導室長 地域が成熟していった支援しようという体制が生まれる前から無理してつくって、やりなさいとやるのはやはり崩壊してしまいますので、地域に根づいた制度でないと思っております。

○小島委員 分かりました。ありがとうございました。

○教育長 ご質問いかがでしょうか。

○田谷委員 今回のコミュニティ・スクールの件は、今どこかの部署で研究とか何かされているのですか。

○教育政策担当課長 進めていくに当たっては、中心的に検討していくのが教育政策担当ということで進めさせていただいております。先日も東京都教育委員会主催のフォーラムがありまして、そちらで品川区ですとか北区の事例というのを見てきまして、そういったものも一つ参考にといいことで、課内で検討しています。年明けの視察で京都市などの話を聞いて、今後の進め方の参考にできればと考えています。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 それからもう一つよろしいでしょうか。オリ・パラの件なのですけれども、例えばイギリスだとお台場、それから今日ここに例で出ているのは赤坂小学校や港南小学校、色々それぞれ講師を呼ばれたり、呼んでやりたいなという検討をされていると思うのです。私も先日白金の丘の学校公開日に、車椅子バスケットをやっている授業に出ました。非常に参考になりました。これから先もしこういう予定があるのであれば、それを私たちに通知していただいて、その席に伺えるようなチャンスがあれば、伺って見てみたいと思うのですけれども、そういうようなご案内をいただくわけにはいかないでしょうか。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課では毎年オリ・パラスポーツ教室ですとか、障害者スポーツを年に4回ずつやる予定でございますので、こういった場を活用してチラシを配らせていただければ

ばと思います。

○指導室長 学校は、各学校の学校だよりの予定表の中に書かれているケースがございまして。事前に書いているところもあるのですけれども、ただ事後になってしまうこともあるので、指導室にも予算の関係で、分かればご案内をするように、これから一層気をつけて見ていきたいと思っております。

○田谷委員 よろしく申し上げます。

○教育長 学校も含めた教育委員会としてこんなことやっているということ、集約していかないといけないと思うし、逆にこの学校では繋がりが無いので、なかなか実施できないというところに支援をしていかなければいけないので、教育委員会として取りまとめていかななくてはならない。そのためにも事前に把握をしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。あわせて教育委員の皆さまにもご連絡をしていただければと思います。

○田谷委員 もう一つよろしいですか。地元の学校というのもあって私としては行きやすかったのもあるのですけれども、学校公開日なので非常に生徒も保護者も来ていたのです。その生徒や保護者の車椅子バスケットに対する関心が、始まったときと終わったときとではもう明らかに違うのです。特に専用の車椅子を持ってきてもらって、多少ルールを子どもにやりやすいようにするのですけれども、子どもたちを乗せて実際に短い時間ですけれどもプレイさせたということが子どもも非常によかったと思うし、私は最後までいられなかったのですが、多分何か保護者も入ったのか先生も入ってやったと聞いていますので、非常にまたそれは白熱したようです。それからルールも通常のバスケットと若干違うということなんかも分かりましたので、ぜひとも情報をいただきたいです。今教育長がおっしゃったように満遍なく2020までに学校でやってもらえたらなと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告については以上とさせていただきます。

2 平成29年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、「平成29年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー2を使いましてご説明申し上げます。平成29年11月17日金曜日に開催しました第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容についてご報告いたします。開催の日時・場所については書面のとおりでございます。内容としましてはそこに書いてある(1)から(5)のものを、当日の資料も教育委員会資料としておつけしております。それに基づいて説明させていただきます。

(1)番、教育委員会におけるいじめの現状の把握ということで、かつて教育委員会でご報告させていただきましたがいじめに関する現状ということで、4月から6月のいじめの件数等についてご報告したのものについて、全体共有をさせていただきました。

(2)です。教育委員会に寄せられたいじめの事例についてということで、資料ナンバー2にな

ります。こちらにつきましては実際担任が保護者からいじめられていると相談があったのですけれども、その報告を受けているうちに、担任がここさえ解決すれば何とかなるだろうと思っていたようなのですけれども、根本的なところではなかったものですからちょっと継続してしまっ、保護者が子ども家庭支援センターに相談をしたと。担任は管理職に報告する際にいじめですよという言葉よりも、こう改善したいと思っていますという対応策だけを話してしまったので、後手に回った事例として（２）番が挙がっております。

（３）でございます。実際に中学校の方は資料がないのですけれども、ここに書いてあるとおり転校の手続きを終えた後に、転校理由がいじめだったことを改めて学校の管理職が知るといった実態があったということで、それについての事例としてご報告させていただきました。それから小学校の方は資料３ということで、実際に学校がどんなふうに対応しているのか、いじめを発見しているのかということで、芝浦小学校が毎月生活アンケートを行っているものを例として、件数も増えたり減ったりしている様子ですとか、また何年生でどんなものが、何年生でいつ頃多いのかということも含めたことを、芝浦小学校から報告をいただきました。

（４）です。次は子ども家庭支援センターから「子ども向け啓発パンフレット」及び「みなと子ども相談ねっと」の認知状況について調査したものを報告いただいて、子どもたちがどの程度きちっとそういったことを理解しながら活用できているのだろうかということで、この報告によってやっぱり課題がいくつか見えてきて、もっともっと子どもたちに周知していくことが必要なのだなということを変更して全体で確認をしました。

（５）番です。資料は５になります。実際、学童クラブにおいてもトラブルが発生しております。そういったトラブルの状況についてそれぞれの施設、要するに学校だけではないですので、対応している状況についてご報告いただいたものでございます。実際資料の裏面ではまとめとして、どういった子どもたちの思いがあるか等々、区内のあらゆる施設の中でこういったものを共有していくことによって、いじめを防ぐ力を各施設が高めていこうというようなお話。

さらにもともとの資料、教育委員会資料の２枚目をおめくりいただけますでしょうか。その報告に基づいて意見交換をさせていただいております。それぞれの委員からの報告に対する質問内容についてこのとおり資料に示されております。結論になりますが、やはり担任１人ではなく組織で対応する力を学校もそれぞれの施設もつけていき、ともに協議しながら、子どもへの対応を丁寧に図っていくようなことが必要なのだなということが共有できたということで、ご報告を終わらせていただきたいと思っております。以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○**小島委員** 資料２の、この一番先の事例となるのですかね。これを見ていると経緯の１の（３）の「騒がしくて被災児童が学習に集中できないため、算数の授業において実施している少人数指導の学習コースを変更してほしい」という親からの要望だったのだけれども、これだけを見るといじめと全く関係ないような、いじめが後ろにあるということが分からないですよ。

○**指導室長** 親御さんとしては（１）のところで、からかいがあるのだということを主張しているのですけれども、担任が最後のところで算数の指導をかえてほしいという具体的な親の要望を受け

たので、これをかえれば解決するのではないかと思ってしまっていたので、これはかえても普通の教室の中ではからかいは減るわけではないですか。そのことを見落として管理職には、算数の授業の学習コースの変更を希望されているのがありましたと報告してしまったわけですので、そのいじめにかかわるようなこと、いやがらせ等が続いてしまって、親御さんも伝えたのに改善されないではないかという思いで、学校ではなく子ども家庭支援センターに相談して、改めて指導室に入ってきて、学校は勘違いしていませんかということで、そうですねということで改めて調整を図って対応して、解決まで至っています。

○小島委員 だからこの(3)だけになってしまったのですかね。

○指導室長 担任は(3)だけを捉えてしまったということでございます。

○小島委員 ほかのところよく読んでいないと、騒がしくて集中できないから変えてくれと言ったら、いじめとは関係ないではないですかとか背後にいじめがあるというのは分からない、この書き方だとね。

○教育長 これが全ての教員の対応だとは思えないが、教員のいじめに対する意識が薄いというのが見え隠れしてきます。

○指導室長 薄い教員もいるので、常に啓発をしていって、管理職や学年主任が、担任が保護者からいただいた電話とかそういったものについて精査しながら、これはこういう意味ではないのということ声をかけすることによって、1人ではなく集団的な対応ができるような組織に学校を変えていくために、今回はこういった悪い事例をきちっと捉えております。逆によかった対応事例もまた改めてどこかで取り上げていきたいなと思っているところでございます。

○教育長 今よかった事例という話がありましたけれども、放課GO→が学校と一緒に対策を講じて、いい方向に向かったということを知りましたので、そういう事例もあります。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 このいじめ問題対策会議の出席者はどうなっているのでしょうか。

○指導室長 初回のときにお渡ししていたのですが、まず教育委員会関係者、学校関係者、そしてお医者さんですとかそういった福祉関係の方々、それに支所の方々と警察、それから子ども家庭支援部といったところのメンバーで構成されている会議です。

○山内委員 つまり学校関係者については各学校から誰か必ず出ているということでしょうか。

○指導室長 全員ではなくて校長会から小・中を中心に出ているということでございます。

○山内委員 今何でその質問をしたかという、例えばこの資料2にあるような事例も、この問題をどう対応したらよかったのでしょうかというようなこととかを、どうみんなで共有していくか。あるいは本当に啓発を進めるかということが大事だと思うのですが、そうすると、ここの場はある意味でその前段階の場であって、またそれを各校に広げていくようなことをする必要のあるということですよ。

○指導室長 ここに上がってきているようなものもありますし、もっと成功した事例もありますけれども、各学校で起こったいじめ等については、生活指導主任会でどんなことがあったのか、いじ

めに限らずさまざまな生活面での困難な状況ですとかそういうところについても扱っております。また校長会の中でもこういった大きな事例についてはアナウンスをしているようなところでございます。

○**山内委員** ぜひこのいじめ問題対策会議で議論したこと、それ以外も含めて、今度はどう各校の先生たちにまたそれを広げていくかということ、さらにやっていただければいいなと思って聞いていました。それともう一つは資料2のような事例の場合で言うと、担任と管理職というか、ある意味でどう担任とその他の教員が教員室で保護者との対応など色々なことを、いい意味でおしゃべりし合えるかということが結局大事なのだと思うのですよね。だから教員室の会話というものをもっと大事に考えていけたらいいのかなというのは特に思います。どこも教員室が余りおしゃべりする場ではないという雰囲気があるような感じがしています。

○**小島委員** おしゃべりしてもいいのではないですか。

○**山内委員** それが積極的におしゃべりできるような空間づくりとか、まだまだ工夫ができるのではないかなと、色々な学校を見に行ったときにちょっと感じることがあります。

○**指導室長** 中学校は割と授業が終わるごとに職員室に戻ってきて、さっきの授業こんなことがあったあんなことがあったと話をしながらまた授業に散って行って。当然前もってそのクラスの情報を得ていくとかそういったことで、その子どもの見方をちょっといじめられたとか何か泣いていたよとか、情報を持って行くと。小学校は担任ですので朝行って、中休みも子どもの見守りということで教室にいたり校庭にいたりして、教員同士が横の交流を図る時間が放課後までないというのが現状でございます。そういったことをちょこちょこつとやればいいのですけれども、どうしても放課後のある程度の時間になって、例えば帰らなければいけない方がいる中で情報共有が始まると、ちょっと難しいところがあるというのが現状ですので、放課後に帰る前に一旦そういうことを情報共有しようとか、または朝会で昨日にあったこととって共有するとか、あるいは週に1回は必ず生活指導会議という形で今週あった事柄を共有しようということで、それぞれ工夫はしているところでございます。またこのいじめに関しては校内のいじめ対策会議というのがありまして、学期に1回程度ぐらいそれぞれ保護者や学校評議員さん等、校医さんも含めてそういった情報共有の場も持っているところでございます。

○**山内委員** ぜひ教員室がいい意味でだべり合えるような空間に、もっともとなったらいいなと思います。

○**教育長** 必ずしもいじめだけではなく、ですね。

○**山内委員** そうですね。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告は以上とさせていただきます。

3 生涯学習推進課の1月事業予定について

4 図書館・郷土資料館の1月行事予定について

5 1月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の1月事業予定について」「図書館・郷土資料館の1月行事予定について」「1月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件につきましてご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、教育委員あるいは説明員の方から、何かありますでしょうか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を平成30年1月12日午前10時から開催の予定です。よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

(午後4時59分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太